# 川島町建築物耐震改修促進計画

令和5年3月改定





## 川島町建築物耐震改修促進計画 目 次

1	計	一画の概要	
	(1)	計画策定の背景と目的	1
	(2)	計画の位置づけ	2
	(3)	計画期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
	(4)	対象区域	2
	(5)	対象建築物	3
2	廷	築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標	
	(1)	町の地震被害履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)	川島町で想定される地震被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(3)	住宅及び建築物のストック数	11
	(4)	住宅の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(5)	特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(6)	耐震診断義務化建築物の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(7)	耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
3	廷	比較物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
	(1)	耐震診断及び耐震改修に係る取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
	(3)	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
	(4)	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
	(5)	重点的に耐震化すべき区域について	
	(6)	液状化による建築物の被害の軽減対策	
	(7)	要配慮者利用施設の安全確保対策	26
_	7-1		
4		築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
		地震八ザードマップの活用····································	
		パンフレット作成、講習会等による周知	
		耐震認定マーク表示制度の活用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		新耐震基準(平成 12 年 5 月以前)の木造住宅への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		地震時の安全対策・・・・・・・・・・	
		自主防災組織との連携	
		木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の普及	
	(8)	耐震シェルター等の活用	31

5	而	<b>村震診断及び耐震改修の法に基づく指導等</b>	
	(1)	法による指導等の実施	32
	(2)	建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施	32
6	7	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項	
6		<b>との他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項</b> 関係団体等による協議会の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
6	(1)		

### 1 計画の概要

### (1) 計画策定の背景と目的

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、建築物に多数の被害が生じ、6,434人もの尊い命が失われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、この約88%の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死であったと報告されています。

また、倒壊した建築物による道路の閉塞や火災の発生等により、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。

その後、新潟県中越地震(平成 16 年 10 月)、福岡県西方沖地震(平成 17 年 3 月)、新潟中越沖地震(平成 19 年 7 月)、岩手・宮城内陸地震(平成 20 年 6 月)、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(平成 23 年 3 月)、熊本地震(平成 28 年 4 月)、大阪府北部地震(平成 30 年 6 月)などの大地震が頻発し、家屋倒壊等による甚大な被害が短い期間で発生している状況にあることから、地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくないという認識が高まっています。さらに、首都直下地震や南海トラフ地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

平成7年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が中央防災会議の方針に基づいて平成17年11月に一部が改正され、平成18年1月に施行されました。この法改正により、国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定めたことから、県では、平成19年3月に「埼玉県建築物耐震改修促進計画」(以下「県計画」とします。)を策定し、本町においても平成22年3月に本計画を策定しました。

その後、東日本大震災や耐震改修促進法の改正など耐震化を取り巻く社会動向の変化等を踏まえ、平成29年3月に本町の計画を改定し、これまで耐震化の促進に取り組んできましたが、目標計画期間が終了を迎えることや、併せて、令和3年3月に県計画が改定されたため、大地震の発生に備えて、町民の生命及び財産を保護する観点から、さらなる建築物の耐震化について促進を図ることを目的に、本計画を改定するものです。

### (2) 計画の位置づけ

法の内容を踏まえるとともに、県計画や本町の防災に係る総合的な運営を計画化した「川島町地域防災計画」等との整合を図りつつ、建築物の耐震化を促進していくための基本計画として位置づけます。

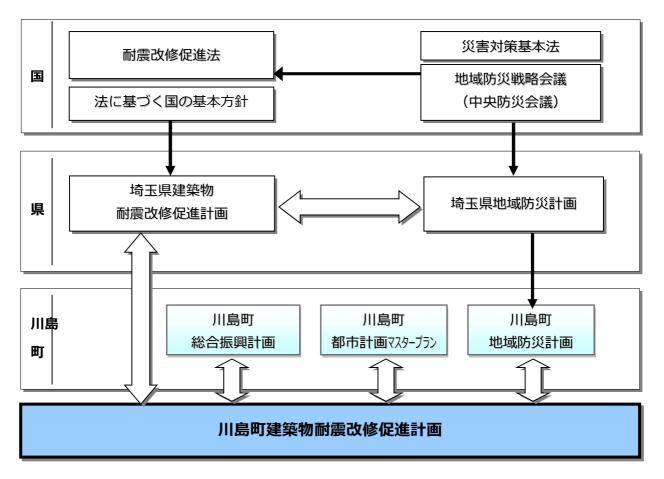


図 計画の位置づけ

### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度までの5年間とします。なお、今後の情勢変化や事業進捗 に応じて、計画内容を検証し、適宜、目標や内容を見直すこととします。

### (4) 対象区域

本計画の対象区域は、川島町の全域とします。

### (5) 対象建築物

建築基準法上の構造基準の改正の流れは以下のとおりであり、昭和57年以降に建てられた建築物は新しい耐震基準が適用されているため、耐震性があるものとします。

表 耐震設計基準の改正の流れ

年	耐震設計基準の変遷	主な変更内容
大正 13 年 (1924 年)	○関東大震災(大正 12 年)の被害 を踏まえ、市街地建築物法の改正 により、耐震基準が導入されまし た。	
昭和 25 年(1950 年)	○福井地震(昭和 23 年)の被害を 踏まえ、建築基準法が制定されま した。	・地震力に対する必要壁量を規定 ・軸組の種類と倍率(壁の強度)を規定
昭和 46 年(1971 年)	○十勝沖地震(昭和 43 年)の被害 を踏まえ、建築基準法が改正され ました。	・鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋 規定の強化 ・柱帯筋間隔を 30 c m以下から 10 c m以 下に変更
昭和 56 年 (1981 年)	○宮城県沖地震(昭和 53 年)の被害を踏まえ、建築基準法が改正され、新しい耐震設計基準が導入されました。	・建物の変形が過大にならず、壁等の配置が不釣合にならないように設計し、極めて稀にしか生じない大地震(震度6強・7)に対して、建物が破損しても建物を使う人の安全を確保するようにする。
昭和 57 年(1982 年)	※本計画では以後、昭和57年以降 年以前に建築された建物を「 <b>旧</b>	に建築された建物を <b>「新耐震」</b> 、昭和56 <b>耐震」</b> として扱います。
平成 12 年(2000 年)	○阪神・淡路大震災(平成7年)の 被害を踏まえ、建築基準法が改正 され、耐震基準が見直されました。	・木造住宅について、基礎形状、柱頭、柱脚、筋交いの接合方法、耐力壁をバランス計算して配置」等の仕様が明記された。

これを踏まえて、本計画の対象建築物は、原則として昭和 56 年以前に建てられた旧耐震基準が適用されている建築物を対象とします。

また、震災時における必要性や緊急性を考慮し、以下の建築物について優先的に耐震化を図る必要のある建築物とします。

#### 表 計画の対象建築物

種類	内容
住宅	○戸建住宅(併用住宅等を含む)
	○共同住宅(賃貸・分譲共同住宅、長屋住宅を含む)
民間特定既存耐震	○耐震改修促進法第 14 条第1号から第3号に定める特定既存耐震不適格
不適格建築物	建築物
	・多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、百貨店、事務所、ホ
	テル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る)等)で一定規模以上
	のもの(第 14 条第 1 号)
	・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(第 14 条第 2 号)
	・地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨
	げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物(第 14 条第
	3号)
町有特定既存耐震	○特定既存耐震不適格建築物
不適格建築物	○避難場所等になっている施設やライフライン等の防災上重要な建築物
	○学校校舎、幼稚園等の多くの町民が利用する建築物
	○上記以外で被災すると町民に影響があると考えられる建築物
耐震診断義務化	○要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条第1項)
建築物	・多数の者が利用する建築物(法第 14 条第 1 号)のうち、耐震診断が
	義務付けられた大規模な建築物

#### 【参考】阪神・淡路大震災における被害と建築年の関係

昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準の抜本的な見直しを含む新しい建築基準法(以下、新耐震基準とする。)が施行されました。阪神・淡路大震災において、軽微な被害及び被害が無かった建築物の割合が、昭和56年以前の耐震基準(以下、旧耐震基準とする。)で建てられた建築物で全体では約34%であるのに対し、昭和57年以降の建築物では全体の約75%と、昭和57年以降の建築物の被害が少なかったことが明らかとなっています。

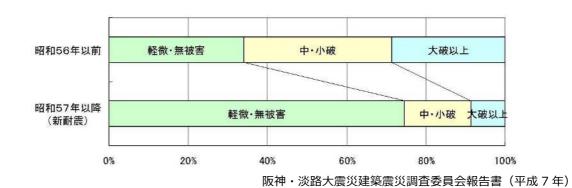


図 阪神・淡路大震災における建築物被害

# 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

### (1) 町の地震被害履歴

埼玉県とその周辺で発生し、本町に大きな被害を与えた地震は下表のとおりです。

表 本町における地震被害

発生 年月日	名称	₹20°= ₹1-1°	被害記述
1923. 9. 1 (大正 12)	関東大震災	7.9	中山 全壊 53 戸、半壊 53 戸、死傷者 1 名 伊草 全壊 158 戸、半壊 83 戸、死傷者 2 名 三保谷 全壊 28 戸、半壊 78 戸、死傷者 3 名 出丸 全壊 77 戸、半壊 51 戸、死傷者 2 名 八ッ保 全壊 38 戸、半壊 38 戸 小見野 全壊 5 戸、半壊 50 戸
1931. 9.21 (昭和 6)	西埼玉地震	6.9	中山 全壊 1 戸、半壊 2 戸、破損 21 戸 伊草 破損 353 戸 出丸 破損 3 戸 八ツ保 破損 9 戸 小見野 全壊 1 戸、破損 15 戸、死傷者 1 名
2011. 3.11 (平成 23)	東北地方太平洋 沖地震 (9. (東日本大震災)		中山一部破損 156 戸伊草一部破損 36 戸三保谷一部破損 50 戸出丸一部破損 25 戸八ツ保一部破損 52 戸小見野一部破損 89 戸その他63 件 (ブロック塀の倒壊、物置外壁の亀裂及び剥離等)鳥羽井沼の駐車場の一部で液状化、護岸の一部崩落

※( )はモーメントマグニチュード

出典)「川島町地域防災計画」

#### (2) 川島町で想定される地震被害

県では「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月)を行っており、以下の5つの想定地震について建物、人的、ライフライン等の被害想定結果が示されています。

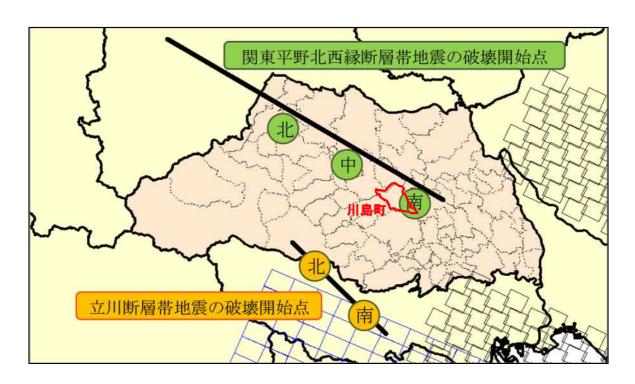
活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、 震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンが想定されています。関東平野北西縁 断層帯地震は3点(北、中央、南)、立川断層帯地震は2点(北、南)のパターンが設定されています。

表	埼玉県地震被害想定調査における想定地震
<b>1</b> X	均工策地反议方芯足明且にのり る芯足地反

A MANAGEMENT COST CONTRACTOR						
想定地震	マク゛ニ	地震の	想定および検証	今後 30 年以内の		
/EXC2E/FX	チュート゛	タイプ	がたのるの大品	地震発生確率		
東京湾北部地震	7.3		フィリピン海プレート上面の			
   茨城県南部地震	7.3		震源深さに関する最新の知見	70%		
火城宗用即地辰	7.3	海溝型	を反映			
   元禄型関東地震		地震	首都圏に大きな被害をもたら			
元禄空闰宋屯宸   (相模湾~房総沖)	8.2		したとされる元禄地震(関東大	ほぼ 0%		
(伯保/号'》/方称/中/			震災)を想定			
関東平野北西縁	8.1		深谷断層と綾瀬川断層を一体	ほぼ 0%		
断層帯地震	0.1	活断層	の断層帯として想定	~ 0.008%以下		
	7.4	型地震	最新の知見に基づく震源条件	0 F0/ - 20/ N.T.		
立川断層帯地震 	7.4		により検証	0.5%~2%以下		

#### 図 想定地震の断層位置図





これらの地震による、川島町の被害想定結果は次表のとおりです。想定された地震のうち、特に川島町における建物被害の影響が最も大きいものは関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)による地震であり、建物の全壊数は 2,988 棟、半壊数は 2,256 棟となっています。

### 表 埼玉県地震被害想定調査結果(川島町)

大項口	小項目	条	件	被害内容	東京湾北部地	茨城県 南部地	元禄型 関東地
目					震	震	震
揺れ	震度				5 強	5 強	5 強
				全壊数(棟)	0	52	10
	木造			全壊率(%)	0.00	0.40	0.08
	71%=			半壊数(棟)	8	102	23
				半壊率(%)   全壊数(棟)	0.06 0	0.79	0.18
<b>₹</b>				主塚数(株 <i>)</i>   全壊率(%)	0.00	26 0.21	0.04
建物	非木造			半壊数(棟)	2	38	8
1,5				半壊率(%)	0.02	0.30	0.07
				全壊数(棟)	0	78	15
	全建物			全壊率(%)	0.00	0.61	0.12
	工是的			半壊数(棟)	10	140	31
				半壊率(%)	0.08	1.09	0.24
火		<b>₽</b> ₁	8 時	全出火件数   焼失数(棟)	0.1	0.1	0.1
火災			O INT	焼大数(株)   焼失率(%)	0.01	0.01	0.01
	7-2-46			建物倒壊	0.01	0.01	0.01
	建物・火	<i>F</i> -	- n+	ブロック塀等	0	Ō	0
	災等によ	冬!	) 时	火災	Ō	Ō	0
	る死者			合計	0	0	0
				死者	0	0	0
	死傷者	夏 12 時		負傷者	2	4	2
			うち重症者	0	0	0	
		<i>k</i> 7	- n+	死者	0	0	0
		冬 5 時		負傷者 うち重症者	2 0	3 0	1 0
人的				死者	0	0	0
		久 1	8 時	負傷者	2	3	1
<b>=</b>			O,	うち重症者	0	Ō	0
害(人)				1日後	5	168	35 35
스	避難者	冬1	8 時	1週間後	143	182	35
				1ヶ月後	5	171	35
		内	平	夏 12 時	3,604	3,349	3,549
		閣	日	冬 18 時	2,285	2,180	2,242
		府	休[	夏 12 時	2,803	2,596	2,750
	帰宅		日	冬 18 時	1,953	1,849	1,935
	困難者	埼	平	夏 12 時	3,675	2,995	3,472
		玉	日	冬 18 時	2,139	1,782	1,986
		県	休口	夏12時	2,813	2,303	2,621
			日	冬 18 時	1,712	1,450	1,626
	上水道			被害箇所数 断水人口	6 2,089	214	0
				被害延長			
	下水道			(km)	4	4	4
ラー				機能支障人口	2,428	2,540	2,486
	<b>郷本ギ</b> フ			供給停止件数   供給停止率	0	0	0
	都市ガス			供和伊止率   (%)	0.0	0.0	0.0
ライン		₩₩	古火	停電世帯数	11	1,948	375
	击上		直後	停電率(%)	0.16	27.39	5.27
	電力	1 E	後	停電世帯数	2	297	57
		冬1	8 時	停電率(%)	0.03	4.17	0.81
	重託	夕 1	8 時	不通回線数	0	4	1
	電話	≪ 1	O h4	不通率(%)	0.01	0.04	0.01

大					関東平野	野北西縁断	<b> </b>	立川断層	<b>音</b> 带地震
項	小項目	条	:件	被害内容	破壊	破壊	破壊	破壊	破壊
	3.77	71		1/20130	開始点	開始点	開始点	開始点	開始点
					北	中央	南	北	南
揺れ	震度				7	7	7	5 強	6 弱
				全壊数(棟)	2,713	2,454	2,701	1	1
	木造			全壊率(%)	21.15	19.13	21.06	0.01	0.01
	. ,2			半壊数(棟) 半壊率(%)	1,798 14.01	1,846 14.39	1,788 13.93	0.08	24 0.19
				千塚学(70)   全壊数(棟)	274	244	269	1	1
7.33	∃ <b>⊢</b> -}- <b>/</b> ±			全壊率(%)	2.14	1.90	2.10	0.01	0.01
建物	非木造			半壊数(棟)	459	427	452	3	6
1//				半壊率(%)	3.58	3.33	3.52	0.02	0.04
				全壊数(棟) 全壊率(%)	2,988 23.29	2,698 21.03	2,970 23.15	0.02	0.02
	全建物			半壊数(棟)	2,256	2,273	2,239	14	30
				半壊率(%)	17.59	17.72	17.46	0.11	0.23
111				全出火件数	10.0	9.0	10.0	0.1	0.2
火災		冬1	8 時	焼失数(棟)	74	72	89	1	1
				焼失率(%)	0.51	0.49	0.61	0.01	0.01
	建物・火			建物倒壊 ブロック塀等	179 0	161 0	179 0	0	0 0
	災等によ	冬!	5 時	フロック <del>妍寺</del>   火災	1	0	1	0	0
	る死者			合計	180	161	180	0	0
	死傷者	夏12時		死者	72	65	72	0	0
				負傷者	606	555	601	2	5
				うち重症者	136	119	134	0	0
		死傷者 冬 5 時		死者 6/27	180 748	162 706	179 746	0 2	0 4
				負傷者 うち重症者	238	214	237	0	0
人的				死者	117	105	117	0	0
		冬1	8 時	負傷者	557	519	555	2	4
				うち重症者	152	135	151	0	0
害(人)	避難者	夕 1	8 時	1 日後   1 週間後	5,792 6,711	5,292 6,254	5,785 6,692	9 11	12 21
人	姓拜日	₹ 1	Ohd	1ヶ月後	7,904	7,400	7,664	9	12
			平	夏12時	3,919	3,916	3,916	3,594	3,437
		内	日	冬 18 時	2,434	2,434	2,434	2,289	2,187
		閣	休	夏 12 時	2,976	2,976	2,976	2,724	2,601
	帰宅	府	日	冬 18 時	2,069	2,069	2,069	1,951	1,848
	困難者	埼	平	夏 12 時	4,170	4,170	4,170	4,001	3,371
		玉	日	冬 18 時	2,379	2,379	2,379	2,290	1,926
		県	休	夏 12 時	3,130	3,130	3,130	2,989	2,473
		不	日	冬 18 時	1,934	1,934	1,934	1,855	1,515
	上水道			被害箇所数	131 17,359	142	128	1 1 5 6	1 232
				断水人口   被害延長(km)	7	17,712 7	17,274 7	156 4	<u> </u>
	下水道			機能支障人口	4,091	4,087	4,086	2,364	2,521
ラー	都市ガス			供給停止件数	948	948	948	0	0
	עניויאם			供給停止率(%) 停電世帯数	100.0 7,112	100.0	100.0	0.0	0.0
ラ		地震	直後	停電世帝致   停電率(%)	7,112 100.00	7,112 100.00	7,112 100.00	53 0.74	50 0.70
イン	電力	1 F	 ∃後	停電世帯数	7,112	7,112	7,112	9	8
ン			8時	停電率(%)	100.00	100.00	100.00	0.12	0.11
	<b></b>			不通回線数	219	196	217	0	1
	電話		.8 時	不通率(%)	2.57	2.30	2.55	0.01	0.01
1 . 344	占以下 四柱		N B B / T / 1		さかないことも	-:	t		l

<sup>※</sup>小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

<sup>※</sup>ただし、季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目 について風速が最大の場合の結果を示している。

以下に、関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)による地震の震度分布図及び建物全壊数分布図を示します。

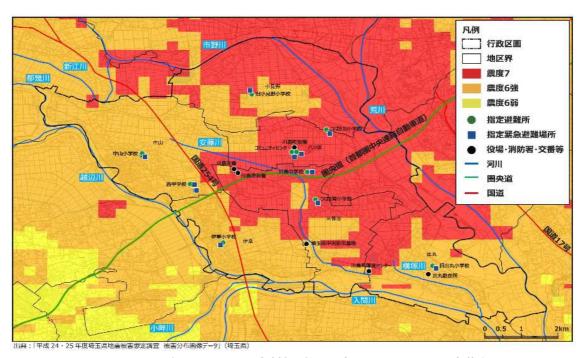


図 関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)による地震の震度分布図 (令和3年3月発行川島町洪水・地震八ザードマップ・ガイドブックより)

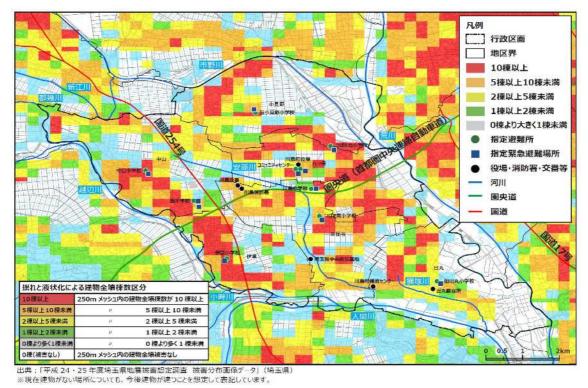


図 関東平野北西縁断層帯地震(破壊開始点北)による地震の建物全壊数分布図 (令和3年3月発行川島町洪水・地震八ザードマップ・ガイドブックより)

### (3) 住宅及び建築物のストック数

町内の建築物総数が 14,435 棟であり、うち木造建築物は 10,452 棟で全棟数の約 72%を占めています。

表 町内建築物棟数一覧表

(単位:棟)

区分	全棟数	木造	非木造
昭和 56 年以前	F F47	4 224	1 212
の建築棟数	5,547	4,334	1,213
昭和 57 年以降	0.000	6 110	2 770
の建築棟数	8,888	6,118	2,770
合計	14,435	10,452	3,983

(固定資産家屋課税台帳(令和4年8月現在)により)

また、町内の建築物のうち、住宅全戸数は9,488 戸であり、木造住宅は8,152 戸で住宅全戸数の約86%を占めています。

#### 表 町内住宅戸数一覧表

(単位:戸)

区分	全戸数	木造	非木造
昭和 56 年以前	2.612	2.464	140
の建築戸数	2,612	2,464	148
昭和 57 年以降	6 976	Г 600	1 100
の建築戸数	6,876	5,688	1,188
合計	9,488	8,152	1,336

(固定資産家屋課税台帳(令和4年8月現在)より)

### (4) 住宅の耐震化の現状

川島町内の住宅総戸数 9,488 戸のうち、「昭和 57 年以降の建築戸数」は 6,876 戸、「昭和 56 年以前の建築戸数」は 2,612 戸となっています。また、「昭和 56 年以前の建築戸数」のうち、耐震性を有する戸数<sup>\*1</sup> を推計すると 1,947 戸となります。

以上から、住宅総数のうち「耐震性を有する戸数」は 8,823 戸となり、令和4年 $^{*2}$ の町内の住宅における耐震化率は 93.0%と推計できます。

#### 表 住宅の耐震化率の推移

(単位:戸)

	全戸数	昭和 57 年	昭和 56 年以前	昭和 56 年以前の建築戸数			耐震化率
		以降の		耐震性を有する	耐震性	全住宅戸数	(%)
		建築戸数		戸数	不十分		小数点第 2 位四捨五入
	1 = 2 + 3	2	3=4+5	④=③×推計値	(5)	6=2+4	7=6/1×100
平成 21 年	8,695	5,311	3,384	724	2,660	6,035	69.4
平成 28 年	9,249	6,116	3,113	841	2,292	6,957	75.2
令和4年	9,488	6,876	2,612	1,947	665	8,823	93.0

(固定資産家屋課税台帳(令和4年8月現在)より)

- ※1 旧耐震基準で建てられた住宅のうち耐震性を有する戸数については、住宅・土地統計調査結果を基 に推計しています。
- ※2 令和4年の耐震化率については、国土交通省による「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップの あり方に関する研究会とりまとめ」(令和2年5月)に基づき、以前(平成21、28年)と異なる方 法で算定しています。

### (5) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条に定められた特定既存耐震不適格建築物の定義を以下に示します。

#### 表 耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物一覧表

表中の規模要件は、階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象となる。

法 第 14 条		用途	建築物	存耐震不適格 物の規模要件	建築物	要緊急安全確認大規模 建築物の規模要件 (法附則第3条第1項)	
			階数	床面積	階数	床面積	
		幼稚園、認定こども園	2 階	500 m	2 階	1,500 mੈ	
	学校	小学校等(小学校、中学校、義 務教育学校、中等教育学校の前 期課程若しくは特別支援学校)	2 階	1,000 ㎡ (屋内運動場 含む)	2 階	3,000 m	
		学校(小学校等以外の学校)			_	_	
	病院・診療所劇場・集会場等	病院、診療所 劇場、集会場、観覧場、映画館、 演劇場、公会堂					
	店舗等	展示場 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、	- 3階	1,000 m	3 階	5,000 m	
		ナイトクラブ、ダンスホールそ の他これらに類するもの 卸売市場				_	
	ホテル・旅館等	ホテル・旅館			3 階	5,000 m	
	賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、 寄宿舎、下宿			_	_	
		保育所	2 階	500 m <sup>2</sup>	2 階	1,500 m	
第1号	1号 社会福祉施設等	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2 階	1,000 m	2 階	5,000 m	
	消防庁舎	消防署その他これらに類する 公益上必要な建築物 保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物(不	3 階	1,000 ന്	3 階	5,000 ㎡	
		特定かつ多数の者が利用する   者に限る)					
		の用に供されるもの)	1 階	1,000 m	1 階	5,000 m	
	に類する運動施設 博物館、美術館、 理髪店、質屋、貸 するサービス業を 車両の停車場又は 構成する建築物で るもの	図書館 な装屋、銀行その他これらに類 営む店舗 は船舶若しくは航空機の発着場を が客の乗降又は待合の用に供す	3 階	1,000 m²	3 階	5,000 m <sup>2</sup>	
	0 0.0	r蔵場又は処理場の用途に供する			ı	_	
	ものを除く)				_	_	
第2号	危険物の貯蔵場又	【は処理場の用途に供する建築物		める数量以上の 貯蔵、処理する 築物	1 階	5,000 m	
第3号	する道路の通行を 困難とするおそれ	見した場合においてその敷地に接 た妨げ、多数の者の円滑な避難を いがあり、その敷地が耐震改修促 いた道路に接する建築物	一定の高(次ペー	さ以上の建築物 ジ参照)		_	

表 第14条第2号に規定する特定既存耐震不適格建築物

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線 へ 導爆線、導火線 ト 信号炎管、信号火箭、煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 10 t 5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数 量の欄に定める数量の 10 倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 ㎡
4. マッチ	300 マッチトン*
5. 可燃性のガス(6及び7を除く)	2 万㎡
6. 圧縮ガス	20 万㎡
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条 第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

<sup>(※)</sup> マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

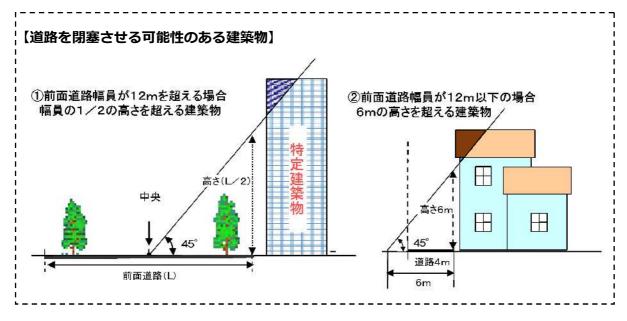


図 第14条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物

#### ①多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物(法第 14 条第 1 号)

法第 14 条第1号に該当する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況は下表のとおりです。民間及び町有の特定既存耐震不適格建築物の全棟数は 62 棟で、このうち 61 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 98.4%となっています。

表 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物(町有・民間) (単位:棟)

		全棟数	旧基準建築物			新基準	耐震性を	耐震化率
特定既存耐震不适	<b>適格</b>	1 = 2 + 5	2=3+4	耐震改修 したもの 3	耐震改修 してない ④	建築物 ⑤	有するもの ⑥=③+⑤	(%) 小数点第 2 位四捨五入 ⑦ = ⑥/①×100
	町有	13	6	6	0	7	13	100.0
学校	民間	<u> </u>	_	_	<u> </u>	_	_	—
	合計	13	6	6	0	7	13	100.0
, <del>二</del> (1)	町有	_	_	_	_	_	_	_
病院 ・診療所	民間	1	0	0	0	1	1	100.0
B2 75(77)	合計	1	0	0	0	1	1	100.0
-EULE	町有	1	0	0	0	1	1	100.0
劇場 ・集会場等	民間	1	0	0	0	1	1	100.0
7,122,75	合計	2	0	0	0	2	2	100.0
	町有	_	_	_	_	_	_	_
店舗等	民間	_	_	_	_	_	_	_
	合計	_	_	_	_	_	_	_
	町有	1	_	-	1	1	-	_
ホテル・旅館等	民間	_	_	_	_	_	_	_
	合計	_	_	_	_	_	_	_
<b>在供出口公</b> 克	町有	_	_	_	_	_	_	_
賃貸共同住宅 等	民間	7	0	0	0	7	7	100.0
,	合計	7	0	0	0	7	7	100.0
41 A += 41 +6 =n.	町有	4	2	2	0	2	4	100.0
社会福祉施設 等	民間	2	0	0	0	2	2	100.0
,	合計	6	2	2	0	3	5	100.0
	町有	1	-	1	1	1	-	_
消防庁舎	民間	_	_	_	_	_	_	_
	合計	-	-	_	_	-	-	_
7 6 /4 60.0	町有	1	0	0	0	1	1	100.0
その他一般庁舎	民間	_	_	_	_	_	_	_
	合計	1	0	0	0	1	1	100.0
	町有	3	2	1	1	1	2	66.7
その他	民間	29	0	0	0	29	29	100.0
	合計	32	2	1	0	30	31	85.7
	町有	22	10	9	1	12	21	95.5
合計	民間	40	0	0	0	40	40	100.0
	合計	62	10	9	1	52	61	98.4

(町有建築物:財産台帳より)

(民間建築物:固定資産家屋課税台帳(令和4年8月現在)より)

#### 表 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物(町有) (単位:棟)

	全棟数	旧基準建築物			新基準	耐震性を	耐震化率
特定既存耐震不適格			耐震改修	耐震改修	建築物	有するもの	(%)
建築物			したもの	してない			小数点第2位四捨五入
	1=2+5	2=3+4	3	4	(5)	6=3+5	⑦=⑥/①×100
学校	13	6	6	0	7	13	100.0
劇場・集会場等	1	0	0	0	1	1	100.0
社会福祉施設等	4	2	2	0	2	4	100.0
その他一般庁舎	1	0	0	0	1	1	100.0
その他	3	2	1	1	1	2	66.7
合計	22	10	9	1	12	21	95.5

(財産台帳より)

#### 表 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物 (民間) (単位:棟)

	全棟数	旧基準建築物			新基準	耐震性を	耐震化率
特定既存耐震不適格			耐震改修	耐震改修	建築物	有するもの	(%)
建築物			したもの	してない			
	1=2+5	2=3+4	3	4	(5)	6 = 3 + 5	7 = 6/1×100
病院・診療所	1	0	0	0	1	1	100.0
劇場・集会場等	1	0	0	0	1	1	100.0
賃貸共同住宅等	7	0	0	0	7	7	100.0
社会福祉施設等	2	0	0	0	2	2	100.0
その他	29	0	0	0	29	29	100.0
合計	40	0	0	0	40	40	100.0

(固定資産家屋課税台帳(令和4年8月現在)より)

#### ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物

(法第14条第2号)

法第 14 条第 2 号に該当する特定既存耐震不適格建築物は 5 棟存在し、全てが新基準の建築物となっています。

#### 表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物(民間) (単位:棟)

			O 131 - 13			115 (201-5)	( ) III : 1/1/
	全棟数	旧基準建築物			新基準	耐震性を	耐震化率
特定既存耐震不適格			耐震改修	耐震改修	建築物	有するもの	(%)
建築物			したもの	してない			
	1 = 2 + 5	2=3+4	3	4	(5)	6 = 3 + 5	⑦=⑥/①×100
危険物の貯蔵場又は							
処理場の用途に供す	_	0	0	0	_	_	100.0
る特定既存耐震不適	5	0	0	U	5	5	100.0
格建築物							

(消防署提供資料(令和4年11月現在)より

### ③緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条第 3 号)

県地域防災計画において指定する緊急輸送道路は下図の路線です。



緊急輸送道路沿いの建物のうち、地震時に道路を閉塞させるおそれのある特定既存 耐震不適格建築物として、法第 14 条第3号に規定する高さの基準に該当する建築物 を調査し、下表に整理しました。

表 緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある特定既存耐震不適格建築物 (単位:棟)

	全棟数	旧基準建築物			新基準	耐震性を	耐震化率
特定既存耐震不適格			耐震改修	耐震改修	建築物	有するもの	(%)
建築物			したもの	してない			小数点第2位四捨五入
	1=2+5	2=3+4	3	4	(5)	6=3+5	7 = 6/1×100
首都圏中央連絡	0						
自動車道	0	_	_	_	_	-	
国道 254 号	2	0	0	0	2	2	100.0
県道川越栗橋線	21	8	0	8	13	13	61.9
県道日高川島線	43	18	0	18	25	25	58.1
主要地方道	0	0	0	0	0	0	
平沼中老袋線	0	0	0	0	0	0	_
合計	66	26	0	26	40	40	60.6

(現地確認及び固定資産家屋課税台帳(令和4年8月現在)より)

### (6) 耐震診断義務化建築物の現状

令和 4 年時点の要緊急安全確認大規模建築物については、旧耐震基準である町有建築物が 1 棟ありますが、既に耐震改修は実施済となっています。

### (7) 耐震改修等の目標の設定

#### **①住宅**

住宅に関する現状の耐震化率は93.0%であり、目標年次とする令和9年度の耐震化率を95%にすることを目標とします。目標を達成するためには、現状よりもさらに134戸の耐震化を促進する必要があります。

# 【住宅の耐震化の目標】 令和4年8月 令和9年度 93.0% 95% 令和4年8月 令和9年度目標 総数 9,488 戸 総数 9,428 戸 耐震性あり 耐震性あり 8,823 戸 8.957 戸 目標 (93.0%) (95.0%) 耐震化率 95% 耐震性なし 耐震性なし 665 戸 (7.0%) 471 戸 (5.0%)

図 令和9年度時点における住宅の耐震化の目標

#### ②町有特定既存耐震不適格建築物

令和 4 年現在の町有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況は 95.5%となっています。

町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設や指定避難場所及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、県計画等を踏まえ、令和9年度末までに町有特定既存耐震不適格建築物(法第14条第1号)を耐震化率100%とすることを目標とします。

#### 【町有特定既存耐震不適格建築物(法第14条第1号)の耐震化の目標】





令和9年度 **100%** 

#### 表 町有特定既存耐震不適格建築物の目標耐震化率(再掲)

(単位:棟)

	全棟数	旧基準建築物			新基準	耐震性を	耐震化率
特定既存耐震不適格			耐震改修	耐震改修	建築物	有するもの	(%)
建築物			したもの	してない			小数点第2位四捨五入
	1=2+5	2=3+4	3	4	(5)	6=3+5	⑦=⑥/①×100
学校	13	6	6	0	7	13	100.0
劇場・集会場等	1	0	0	0	1	1	100.0
社会福祉施設等	4	2	2	0	2	4	100.0
その他一般庁舎	1	0	0	0	1	1	100.0
その他	3	2	1	1	1	2	66.7
合計	22	10	9	1	12	21	95.5

(財産台帳より)

#### ③その他の町有建築物

#### 1) 町有建築物の耐震性の状況

町有建築物には、特定既存耐震不適格建築物(法第14条第1号)の規模要件に含まれないものの、防災上重要な建築物や多くの町民が利用する建築物があります。このため、町有特定既存耐震不適格建築物の耐震化と合わせて、以下に示すような町有建築物についても計画的に耐震化を図るものとします。

- (A) 特定既存耐震不適格建築物の規模要件に含まれないが、避難所に指定されている施設等の防災上重要な建築物
- (B) 日常時に多くの町民が利用する建築物
- (C)上記以外で被災すると町民に影響があると考えられる建築物

なお、町有建築物の耐震性の状況は下表のとおりとなっています。

表 町有建築物の耐震性の状況

(単位:棟)

			-	
用途区分	総数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震性を有する建築物
(A)防災上重要な町有建築物	6	2	4	4
(B) 多くの町民が利用する町有建築物	9	5	4	0
(C) その他の町有建築物	5	2	3	3
計	21	9	12	7

(財産台帳より)

<sup>※</sup>この表で集計した建築物は、特定既存耐震不適格建築物(法第14条第1号)は含まず、多数の者が利用する施設及びライフライン関連施設を対象として、延床面積200㎡以上のものを整理した(車庫、物置等の小規模な建築物を除く)。

#### 2) 耐震改修の目標値

耐震改修による耐震性能向上の目標値は、原則として Is値 0.6 以上としますが、 用途により県や国からの通知等で目標値が明示されている場合は、その数値以上とします。

#### 表 耐震性能ランク別一覧表

ラ	ンク	大地震に対する 耐震性能	昭和 56 年 5 月までの 旧耐震基準の建築物 「構造耐震指標」 (Is値 ※1)	昭和56年6月以降の 新耐震基準の建築物 「重要度係数」 ※2
Т	I a	耐震性が優れている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性 はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は 低い		1.25 以上
1	I b	耐震性が確保されている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性 はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は 低い	0.6 以上	1.00 以上 1.25 未満
	П	耐震性がやや劣る建築物 ・倒壊又は崩壊する危険性は、ランクⅢ より低いが、地域及び地盤状況によっ ては、かなりの被害を受けることが想 定される	0.3 以上 0.6 未満	
	Ш	耐震性が劣る建築物 ・地域及び地盤状況によっては、倒壊又 は崩壊する危険性が高く大きな被害 を受けることが想定される	0.3 未満	

- ※1 Is値:(財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標
- ※2 重要度係数:大地震時、建築物に求められる耐力を建築物の用途による重要度に合わせ割増すための係数(「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成8年10月・旧建設省編)によるもの)

#### 3) 町有建築物の耐震化の目標

町有建築物の耐震化の目標は、全ての町有建築物を対象とし、令和 9 年度までに計画的な耐震化の促進に努めます。

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 耐震診断及び耐震改修に係る取り組み方針

#### ①基本的な考え方

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が建築物の耐震化を行うことが重要であることを認識し、所有または管理する建築物の耐震性を把握して、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

町では、県や関係団体と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者にあることを自覚してもらえるよう意識啓発を進めることが重要であると考えており、所有者の取り組みをできる限り支援するため、所有者が耐震診断・耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援等、耐震化促進に取り組みます。

#### ②役割分担

#### 1) 建築物所有者の役割

地震による建築物の倒壊及び損傷が生じた場合、自らの生命と財産はもとより、建築物の倒壊による道路の閉塞や建築物の出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分認識して、住宅及び建築物の耐震化及び地震時の安全対策等に取り組むものとします。

#### 2) 建築関連技術者の役割

技術者には、建築物の所有者等に耐震性向上の必要性を説明し、合理的かつ実現可能な 耐震改修メニューを提示するなど耐震診断・改修等の業務を適切に遂行することにより、 建築物の耐震性向上に貢献することが求められます。

#### 3) 町の役割

町は、町民に対して耐震診断及び耐震改修の必要性についての普及・啓発を進めるとともに、県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者等に対する耐震診断・耐震改修に関する意識啓発や知識の普及、地震時の安全対策等に関する情報提供及び安心して耐震診断・耐震改修に取り組むことができる環境の整備等に努めます。

また、町が所有・管理する建築物についても耐震化を積極的に推進します。特に、 耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物等について は計画的に耐震化を進めるものとします。

### (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### ① 助成制度の活用

町では、木造住宅の耐震診断・耐震改修及び住宅リフォームの助成制度を実施して おり、広く町民に周知を図り、住宅の耐震化を支援します。

#### 表 耐震診断補助金交付制度の概要

助成制度名	耐震診断補助金交付制度
補助対象住宅	町民自らが居住する既存木造住宅
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅または兼用住宅の耐震
	診断
補助金の額	診断費用の1/2 (上限5万円)
窓口	まち整備課 都市計画グループ

#### 表 耐震改修補助金交付制度の概要

助成制度名	耐震改修補助金交付制度					
補助対象住宅	・町民自らが居住する既存木造住宅					
	・町の耐震診断補助金制度により診断された既存木造建築物					
	(建築物に関する要件)					
	1.町内に存する地上 2 階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による木					
	造建築物					
	2.昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物					
	3.耐震診断の結果、耐震評点が 1. 0 未満と診断された建築物					
	4.一戸建住宅又は他の用途を兼ねるもので延べ床面積の2分の1以上を					
	居住の用に供する一戸建住宅					
補助金の額	改修工事費(上限 10 万円) ※耐震シェルターの設置費も対象に含む					
窓口	まち整備課 都市計画グループ					

#### 表 住宅リフォーム補助金制度の概要

助成制度名	住宅リフォーム補助金制度			
対象となる	・申請者が生活している住宅のリフォーム			
工事	・町内の工事店が実際に行う工事			
	・工事金額が 20 万円以上			
補助金の額	一般世帯 :工事費の 5%以内(上限 10 万円)			
	子育て世帯:工事費の 10%以内(上限 20 万円)			
窓口	農政産業課 農政産業グループ			

#### ② 金融機関による融資制度の活用

金融機関では、耐震診断や耐震改修の実施にあたり、通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度を設けています。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度などもあり、町では、これらの融資制度について周知を図ります。

#### ③ 税制に関する措置の活用

既存住宅を耐震改修した場合は、固定資産税の減額や耐震改修に要した費用の一部が所得税額から控除されることについて周知を図ります。

#### 4 無料簡易耐震診断等の実施(出前診断を含む)

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断等を住民に周知し、耐震診断及び 耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、平成12年5月以前(※)に建築された、1~2階建かつ延べ面積500㎡以下の木造住宅(プレハブ住宅を除く)を対象に、埼玉県川越建築安全センターにおいて実施しています。

(※) 平成 28 年の熊本地震後の調査では、平成 12 年 5 月以前の基準により建築された木造 建築物の倒壊率が比較的に高かったことから、地震の被害の抑制に向けた取り組みが 必要であるとの指摘がなされています。そのため、これまで昭和 56 年以前としていた 診断対象が拡大されました。

#### ⑤ 空き家の除却等に係る補助制度

空き家等は、昭和 56 年以前に建築された耐震性能の低い建物が多く存在しています。 住宅の耐震化率の向上につなげるため、空き家等の除却等を行う際に利用が可能な補助制度について検討します。

#### (3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### ①相談体制の整備

町は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るととも に、地元建築士と連携した体制を整備します。

#### ②リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会に、併せて耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも費用負担や工期の面で効率的です。 町ではリフォームとあわせて耐震改修を実施する方を対象に、住宅リフォーム補助金制度の活用を促進します。

また、県が行う耐震改修・住宅リフォーム相談会等を活用し、リフォームと合わせた耐震改修の促進を図ります。

#### ③耐震サポーター登録名簿の活用

建物所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県では県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けており、その名簿を作成、公表をしていることから、町では、建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知を図ります。

### (4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

#### ①地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県地域防災計画では、震災時の拠点施設を連絡するほか、震災時における多数の者の円滑な避難・救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

本計画において緊急輸送道路として指定する路線は、県地域防災計画に定められた 第一次特定緊急輸送道路、第一次及び第二次緊急輸送道路とします。

#### ②緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路の沿道については、建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられることがないように建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

また、町は県と連携して、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、ブロック塀、 看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施します。

また、町では点検後も引き続き、地震に対する緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めます。



### (5) 重点的に耐震化すべき区域について

震災時の応急活動や避難活動等の拠点となる施設周辺において、避難者や緊急車両等 の通行に支障がある場合には、緊急的な活動の妨げとなります。このような事態を引き 起こさないためには、防災拠点となる施設周辺の住宅等の耐震化が必要となります。

そのため、比較的に建築物の立地が多い市街化区域における防災拠点施設となる中山小学校、伊草小学校、西中学校周辺については、重点的に耐震化の促進を図ります。

#### (6) 液状化による建築物の被害の軽減対策

川島町一帯は、過去の河川が流路を変えながら堆積していった堆積物によって形成された軟弱な地質構成となっていることから、液状化の発生する可能性が高くなっています。

また、地盤改良等の対策の参考とするため、想定地震に対する地盤の液状化のしやすさを示した「液状化マップ」の公表により、液状化の危険性について周知を図ります。

#### 液状化現象とは

液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象をいい、 地下水を多く含む砂質地盤で起こりやすく、建物を傾かせたり、マンホール を浮き上がらせたりします。



#### 液状化危険度マップ

液状化危険度マップとは、液状化の可能性を 大小判定して示したものです。液状化は、建物、 堤防、橋梁、ライフライン施設などに影響を及ぼし ます。この液状化マップは、「関東平野北西縁断層 帯地震」が発生した場合に生じる液状化の危険度 を示したものです。液状化可能性のランクは高い順 に、「高い」、「やや高い」、「低い」、「極めて低い」の 4ランクで区分されます。川島町は、「高い」及び 「やや高い」ランクのエリアが大半を占めています。

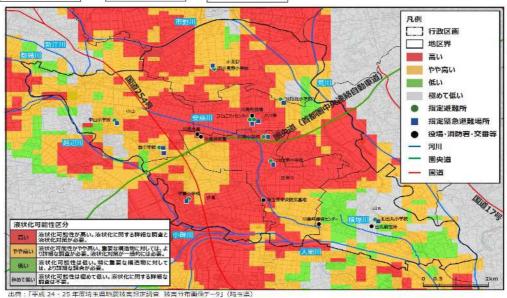


図 液状化危険度マップ(令和3年3月発行川島町洪水・地震八ザードマップ・ガイドブックより)

### (7) 要配慮者利用施設の安全確保対策

法第 14 条第 1 号の規模要件を満たす特定既存耐震不適格建築物について耐震化を促進していますが、規模要件を満たさない福祉施設等の要配慮者利用施設についても、災害時の安全性を確保する観点から、実態の把握に努めます。

### 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### (1) 地震八ザードマップの活用

川島町に大きな地震が発生した場合に、予想される震度分布や建築物の被害状況を掲載した地震八ザードマップを活用し、建築物の所有者等の防災意識高揚を図ります。

### (2) パンフレット作成、講習会等による周知

#### ①パンフレットの作成・活用

本計画の概要や耐震化の助成制度を紹介するパンフレットの作成・配布を行うとともに、県等が既に発行している資料もあわせて情報提供による意識啓発を図ります。

パンフレットの内容はホームページにも掲載し、あわせて建築物の耐震化に係る各種情報に到達できる設定にするなど、インターネットを活用した啓発を行います。

さらに、県が実施する無料簡易耐震診断や地震対策セミナー等の開催についても、 町民の積極的な参加を促すため、広報やポスター、パンフレット等による案内を行い ます。

#### ②セミナー・講習会の開催

町では、県が毎年実施している地震対策セミナーや講習会等の実施について、広報 やパンフレット等で、住民への周知を図ります。

また、町から県に要請し、震災予防に関する出前講座を開催して、町民に防災意識の普及啓発を図ります。

### (3) 耐震認定マーク表示制度の活用

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、 地震に対する安全性が確保されている旨の認 定を受けた建築物の所有者は、当該建築物やそ の利用に関する広告等に認定を受けている旨 の表示を付することができることとされまし た。(耐震認定マーク表示)

町のホームページ等を通じて、この耐震認定 マークについて広く周知を図ります。



### (4) 新耐震基準(平成12年5月以前)の木造住宅への対応

熊本地震の被害調査では、平成 12 年 5 月以前に建築された新耐震基準に対応した住宅においても倒壊等の事例が確認されたことから、町ホームページ等により新耐震基準以降の既存耐震不適格建築物についても地震対策の普及啓発を行います。

### (5) 地震時の安全対策

町は県と連携して、地震時の安全対策について普及・促進を図ります。

#### ①窓ガラス・天井等の安全対策

窓ガラスや天井が落下し、それによって負傷者が発生しないように、窓ガラス・天井等の落下防止のための安全対策の周知及び指導等に取り組みます。



図 地震による天井の落下

#### ②家具や棚等の固定による安全対策

地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚などが 転倒・移動して負傷者が発生することがないように、家具の転倒防止等屋内での安全 確保の方法等の情報提供に努めます。

#### ③エレベーターの安全対策

地震発生時のエレベーターの緊急停止による閉じ込めを防ぐため、施設エレベーター の改修や地震対策、通常時の維持管理体制のほか、非常時の緊急体制の整備等の指導に 取り組みます。

#### ④ブロック塀等の安全対策

地震発生時に、道路沿いの構造物(ブロック 塀、看板、落下物など)が転倒し、負傷者が発 生したり交通の妨げにならないように、ブロッ ク塀及び看板等の安全点検及び改修指導等に 取り組みます。

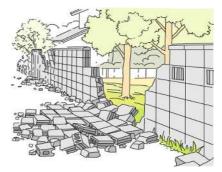


図 地震によるブロック塀の倒壊

#### ⑤建築物の大雪対策

平成 26 年の大雪時には、屋根の崩落など、埼玉県内の建築物に多大な被害が発生しました。屋根の積雪が多いときに大地震が発生すれば、建築物がより被害を受けやすくなる可能性があるため、県と連携して、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物への大雪対策について適切な対応を図るよう努めます。

### (6) 自主防災組織との連携

町は、川島町地域防災計画に基づいて、既存のコミュニティ(町内会、自治会等)を活用した自主防災組織の組織化の推進、育成を図ります。

また、自主防災組織を通じて、地震時の安全対策、耐震診断・耐震改修に対する意識啓発や、県が実施している無料簡易耐震診断を受けるよう、働きかけを行います。

### (7) 木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の普及

以下のような木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の普及に努めます。

#### ①基礎の補強

基礎は建物の要です。基礎がしっかりしていないと、大きな地震の際に住宅が倒壊・ 大破する危険性が高くなります。

無筋のコンクリート基礎に鉄筋入りの基礎を増設し、基礎を補強するなどの工法があります。その他、ひび割れの補修や鉄板による補修などの補強方法もあります。

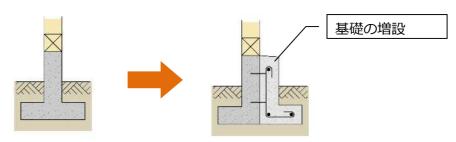


図 基礎の補強

#### ②部材の接合、耐力壁の設置

木造住宅は、壁、柱、梁が一体となって地震に耐えるようになっています。これらの接合が外れると住宅は、倒壊、大破してしまいます。これを防ぐためには、接合部を金物でしっかり補強することが重要となります。

また、筋かいや構造用合板が入った耐力壁を建物全体にバランスよく配置することによって地震力に抵抗させることができます。

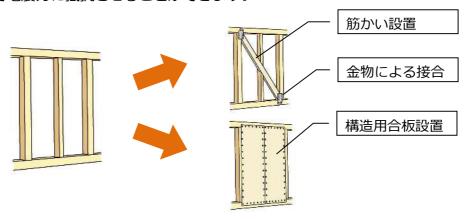


図 部材の接合、耐力壁の設置

#### ③床の補強

地震の力に抵抗する耐力壁をうまく機能させるためには、耐力壁どうしをつなぐ床 面などを補強することも重要となります。

床に火打ち梁や構造用合板を設置するなどの補強方法があります。

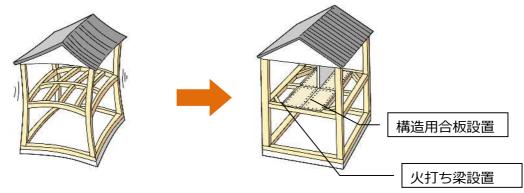


図 床の補強

#### 4屋根の軽量化

住宅の耐震性を向上させる方法として、住宅が受ける地震力を小さくすることも有効です。重い瓦屋根から軽い金属屋根などに葺き替え軽量化を図れば、住宅が受ける 地震力が低減され耐震性が向上します。

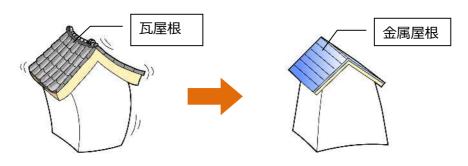


図 屋根の軽量化

#### ⑤部材の交換

柱、土台などの構造上重要な部材がシロアリなどによって被害を受け腐食することがあります。このような場合は、腐食した部分を新しい部材に交換し、健全な状態に戻すことが必要です。

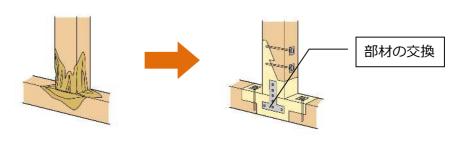


図 部材の交換

### (8) 耐震シェルター等の活用

耐震診断により耐震性が不足していると判断された住宅においては、居住者の高齢化などにより、日常生活に負担のかかる耐震改修工事等を実施できない場合もあります。 そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、生命を守ることができる耐震シェルター\*等の設置について促進を図ります。

(※) 耐震シェルター: 既存の住宅内に設置し、自身で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースなどが圧壊するのを防ぐ装置。

### 5 耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

法に基づく耐震改修の実施に関する指導・命令等については、県が行うこととなります。 町はこれについて必要に応じ協力するものとします。

### (1) 法による指導等の実施

県及び所管行政庁(※)は、建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため、必要に応じて法に基づく指導・命令等を実施します。

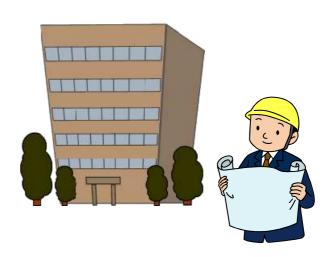
(※) 所管行政庁…さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、 越谷市、新座市、久喜市

### (2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、県及び所管行政庁 12 市が法に基づく指示・公表を行ったにもかかわらず、 建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合で、構造耐力上主要な部分の地震に対す る安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物について、建築基準法に基 づく改修命令を行います。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同法に基づく勧告や命令を行います。

なお、建築基準法の勧告、命令制度については、その実施に当たって、明確な根拠が必要となることから県及び所管行政庁と連携して行います。



### 6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

### (1) 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」 を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとしま す。

#### 表 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

(令和2年4月時点)

会員数 75 会員							
県 埼玉県							
市町村 63 市町村							
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市		
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市		
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市		
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市		
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市		
富士見市	ふじみ野市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市		
鶴ヶ島市	日高市	吉川市	白岡市	伊奈町	三芳町		
毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町		
川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀞町		
小鹿野町	東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町		
宮代町	杉戸町	松伏町					
建築関係団体	建築関係団体 11 団体(順不同)						
一般社団法人 埼玉建築士会			一般社団法人	埼玉県建築士事	務所協会		
一般財団法人 埼玉県建築安全協会			一般社団法人	埼玉県建築設計	十監理協会		
一般社団法人 埼玉県建設業協会			公益財団法人 埼玉県住宅センター				
埼玉土建一般労働組合 建設埼玉							
埼玉県住まいづくり協議会 一般財団法人 さいたま住宅検査センター							
一般社団法人 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 埼玉サテライト(JSCA 埼玉)							

### (2) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

#### ①税の特例措置

地震による損害を補償する地震保険については、令和3年度の加入率が全国平均34.6%、埼玉県の加入率が約33.7%という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要があります。

このため、本町は県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などとともに、所得

税、個人住民税に係る地震保険料の所得金額からの控除(地震保険料控除)等の特例措置について、情報提供に努めます。

なお、居住用建築物の耐震性能が高い場合には、耐震等級割引制度が利用できることになっています。

#### ②地震保険割引制度の概要

割引制度として、「免震建築物割引」、「耐震等級割引」、「耐震診断割引」及び「建築年割引」の4種類が設けられており、契約時期や耐震性能等により10%~50%の割引が適用されます(重複不可)。

表 地震保険割引制度の概要

割引制度	割引の説明	保険料の割引率
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	・耐震等級3:50% ・耐震等級2:30% ・耐震等級1:10%
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築され た建物である場合	10%

資料:財務省

※詳しくは、各損害保険会社の総合窓口または代理店にご相談下さい。

### (3) 計画の進行管理

令和9年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。 耐震化の促進に向けた継続的な事業実施を行うために、町有建築物及び民間建築物の耐 震化をした進捗状況等について定期的・継続的に検証するとともに、社会動向等に応じて 本計画の見直しを行います。

なお、計画の実現に向けては行政だけでなく、関係団体等との連携による事業推進が重要となります。町と関係団体等との連携を図りながら、進捗状況等について適宜検証を行い、計画を達成するための取り組み方策について協議を行います。